

## 第十五章 加東市代表監査委員

### 住民監査請求と住民訴訟

平成十八年三月二十日に加東市が発足し、最初の議会において、加東市代表監査委員に選任された。その後、再選され現在まで務めている。旧加東郡三町が、合併により、十八年三月十日で打ち切り決算を行ったため、旧三町の最後の決算審査から引き続き、加東市の監査・検査・審査を行っている。

また、加東市長が管理者を務める一部事務組合の北播肢体不自由児機能回復訓練施設わかあゆ園、北播衛生事務組合、播磨内陸医務事務組合・播磨看護専門学校、北はりま消防本部の監査委員並びに加東市ふるさと振興協会の監事を兼務している。

私が、加東市の代表監査委員になってから、今日までに多くの住民監査請求と一つの住民訴訟が起こされた。これらはすべて公表されている。

住民監査請求・住民訴訟に関する地方自治法の規定は、二四二条と、二四二条の二のわずか

二か条であり、これを補うものは、判例と行政実例である。私には、初めての経験で、苦勞することも多かつた。

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、その地方公共団体の執行機関（首長、委員会、委員）または職員について、違法または不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実があると認めるとき、これを証明する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を構ずるよう、請求する制度である。

この制度によって所期の目的を実現しえない場合に、住民は裁判所に住民訴訟を提起することになる。

監査請求の対象となる事項は、違法もしくはは不当な、①公金の支出、②財産の取得、管理、処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、または違法もしくはは不当な、⑤公金の賦課徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実、である。

上記の財務会計行為のうち二種類の怠る事実を除く四種類の行為については、当該行為がなされることが相当の確実さも持つて予測される場合を含む。

なお、①の行為のあった日から一年以上経過している場合（正当な理由があるときは除く）には、監査請求することができない。

措置を請求できる事項は、①当該行為を事前に防止すること、②当該行為を事後的に是正す

ること、及び③当該怠る事実を改めること、並びに④当該行為もしくは怠る事実により、その地方公共団体のこうむった損害を補填すること、である。

二十一年四月十四日ごろから「県内十三市町の仕組み債購入」について、神戸新聞などの報道が続き、加東市では、住民監査請求が起こされた。監査委員として、要件審査、審査、審査結果の通知と公表に取り組んだ。

### 監査講評

毎年、決算審査が終了すると監査講評を行う。以下は、最近行つた監査講評の一例である。

#### (総論)

☆☆年度に入ってから、私は、加東市のEFP (Education、Facility、Publicity) にひとつ積極的意見述べている。

・職員研修(E)について

加東市は、平成☆☆年度から兵庫県職員講師による債権徴収研修、中堅職員研修(主幹級対象)、全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市)への派遣研修を積極的に進めている。

しかしながら、研修費の予算が少額（☆☆☆☆万円）であるため、近隣市町に比較して、参加機会が少なく、参加人数も少ない。今後、職員研修予算を増額され、参加人数が増加することを期待する。

また、受講した者が講師となり、課の職員を対象に伝達講習を実施するなど研修効果を共有する方策を検討されたい。

職員研修は、現状の不十分な箇所の原因を突き止めその改善策を打ち出し、職員の資質向上を図り市民サービスの向上を目指し、市民満足度を高める施策に取り組まれているが（職員研修基本方針）、現状では、参加者が特定の者に限っており顕著な効果が見えてこない。

※職員研修の充実は、職員に成長の実感を与えると同時に、市長以下市の幹部に対する信頼をもたらず。OJT（職場内訓練）や自己研鑽だけに頼らず、多彩な外部研修で学び、他  
市町の優秀な人材に触れる機会を積極的に設けることを期待している。

・ファシリティー・マネジメント（F）について

加東市は、平成の大合併により生まれた新しい市である。そのため、庁舎、学校、幼稚園、スポーツ施設、文化会館、図書館、福祉と介護の拠点、温泉施設、など、旧三町の施設（ファシリティー）が三十二以上存在し、その最適化と、有効利用が望まれる。

施設の統廃合、再配置、保有か賃借の選択、民間委託、スペースの有効利用、コスト削減等

について、全一体的に検討し、施設（ファシリティー）の総量縮減と、質の見直しを行うファシリティー・マネジメントが望まれる。

・パブリシティ（P）について

加東市独自のパブリシティの充実強化が求められている。パブリシティは、新聞・雑誌等へのメディアに対して、コストをかけることなく、好ましい市の情報やイメージを、適時に提供し、それによって市民の正しい理解を得ることを目的とする。

そのためには、市の担当者と新聞記者等との間に、正確な情報認識が必要であり、信頼性の高い情報を早い段階からの発信することが望まれる。また、公開が不要な情報や、誤解を招く情報については、リスクマネジメントの点から適正に対処すべきである。

※パブリシティは、新聞、雑誌ばかりでなく、ネット上のホームページ等でも行われる。情報発信のスピードを競う必要はないが、正確で信頼性が高く、有用な情報は早い段階からの提供が望まれる。

以上の三点に留意しながら、☆☆年度決算審査を実施した。特に、各職員の担当事務の合法性判断に関する知識の広さと深さ、事務執行の妥当性に対する判断の幅について質問をすることが多かった。

例月検査、定期監査の結果と合わせて効果的に監査を実施することができ、ご協力いただいた

た各職員に感謝いたします。以下各論（省略）

※監査結果は、意見書として市長に提出するが、意見書に掲載しなかった実務上の指摘事項や改善事項、監査委員としての期待や要望などを「監査講評（総論・各論）」として、市長に報告している。